

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



光回線の契約は
慎重に！！



夫が1年前に電話で「長く使えば料金が安くなる」と言われ長期割引契約を承諾したらしい。光回線契約をA社からB社に変更したら、解約手数料がいるという。そんな話は聞いていなかった。



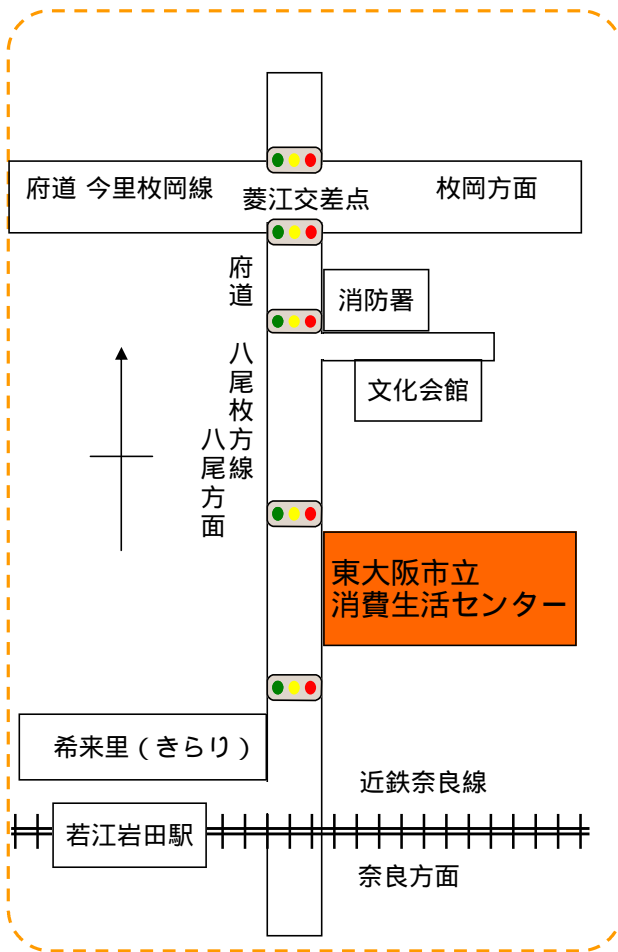
「ネットや電話が安くなる」と言われ、ケーブルテレビから光回線に変更した。ところが解約料がいるうえに映らないチャンネルもある。聞いていなかった。



- * 光回線とは、光ファイバーケーブルを使ったブロードバンド回線です。
- * 光回線は電話勧誘や訪問販売で契約してもクーリング・オフができません。契約をする時はよく説明を聞いて慎重にしましょう。

発行：東大阪市立消費生活センター
電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内



消費生活相談窓口は

電話：072-965-0102

受付：午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

交通：

近鉄奈良線若江岩田駅下車
北東約400m

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

... 相談窓口ではこんなことをしています ...

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし、あなたと共に考え解決するためのお手伝いをしています。

自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します

苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

消費生活にかかわる情報提供など

消費生活センターでお受けできない相談

- ・ 事業者からの相談
- ・ 個人間のトラブル
- ・ 行政への苦情
- ・ 損害賠償の請求



土曜・日曜の相談窓口

土曜日...(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日...(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!